

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	66 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	65 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	23 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	9 件

広島国民年金 事案 911

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から同年11月まで

私は、昭和36年4月以来、厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料を納付していた。申立期間当時は、毎月一度、集会所で婦人会を通じて納付しており、37年7月から同年11月までの5か月間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ5か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、自分又は義理の母が婦人会を通じて保険料を納付していたとしているところ、申立期間において、同居の親族のうち、国民年金の加入対象者であった義理の母及び義理の姉の保険料は、いずれも納付済みとなっており、申立人だけが未納となっているのは不自然である。

さらに、昭和48年発行のA町誌により、申立期間当時、婦人会が保険料の集金をしていたことが確認でき、申立人の主張と一致する。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年8月11日は20万円、同年12月31日は30万円、16年7月31日は20万円、同年12月31日は29万3,000円、17年8月11日は20万円、同年12月28日は29万3,000円、18年7月31日は22万1,000円、同年12月29日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月31日
③ 平成16年7月31日
④ 平成16年12月31日
⑤ 平成17年8月11日
⑥ 平成17年12月28日
⑦ 平成18年7月31日
⑧ 平成18年12月29日

ねんきん定期便により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標

準賞与額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準賞与額については、賞与明細書及び所得税源泉徴収票において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 8 月 11 日は 20 万円、同年 12 月 31 日は 30 万円、16 年 7 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 31 日は 29 万 3,000 円、17 年 8 月 11 日は 20 万円、同年 12 月 28 日は 29 万 3,000 円、18 年 7 月 31 日は 22 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料を、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は58万7,000円、平成18年6月23日は63万4,000円、同年12月25日は70万5,000円、19年6月25日は71万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から同年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主

が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は58万7,000円、平成18年6月23日は63万4,000円、同年12月25日は70万5,000円、19年6月25日は71万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③、④及び⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の算定基礎届が提出され、これに基づき26万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額26万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額24万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額24万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は35万5,000円、18年6月23日は41万8,000円、同年12月25日は43万円、19年6月25日は43万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①から④までの、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から④までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は35万5,000円、18年6月23日は41万8,000円、同年12月25日は43万円、19年6月25日は43万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、申立期間①のうち、平成18年9月から19年8月までは28万円、同年9月は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から同年12月までは28万円、19年1月及び同年2月は26万円、19年3月から同年5月までは28万円、同年6月から同年9月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は47万6,000円、18年6月23日は48万8,000円、同年12月25日は54万7,000円、19年6月25日は51万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日

③ 平成 18 年 6 月 23 日

④ 平成 18 年 12 月 25 日

⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の月額変更届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間①のうち、平成18年9月から19年8月までは28万円、同年9月は26万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額28万円及び26万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額24万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、申立期間①のうち、平成18年9月から同年12月までは28万円、19年1月及び同年2月は26万円、19年3月から同年5月までは28万円、同年6月から同年9月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利

が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出しており、また、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、平成17年12月25日は47万6,000円、18年6月23日は48万8,000円、同年12月25日は54万7,000円、19年6月25日は51万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から同年12月までは30万円、19年1月は28万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月から同年9月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は73万1,000円、18年6月23日は78万2,000円、同年12月25日は84万4,000円、19年6月25日は81万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日

④ 平成 18 年 12 月 25 日

⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A 社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の月額変更届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間は 32 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 32 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 26 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月から同年 12 月までは 30 万円、19 年 1 月は 28 万円、同年 2 月は 30 万円、同年 3 月は 28 万円、同年 4 月から同年 9 月までは 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出しており、また、保険料

を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、平成17年12月25日は73万1,000円、18年6月23日は78万2,000円、同年12月25日は84万4,000円、19年6月25日は81万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果28万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月、19年5月及び同年6月について、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月、19年5月及び同年6月については、標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は58万7,000円、18年6月23日は61万6,000円、同年12月25日は70万円、19年6月25日は87万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月25日

⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき 26 万円から 28 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 28 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 26 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月、19 年 5 月及び同年 6 月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成 18 年 9 月、19 年 5 月及び同年 6 月における、標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成 18 年 10 月、同年 12 月、19 年 2 月、同年 4 月、同年 7 月及び同年 8 月については、給与支給額に見合う標準報酬月額が、オンラインで記録されて

いる訂正前の標準報酬月額と同額であること、18年11月、19年1月、同年3月、同年9月については給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該期間は特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月25日は58万7,000円、18年6月23日は61万6,000円、同年12月25日は70万円、19年6月25日は87万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月及び同年10月は32万円、同年11月から19年4月までは30万円、同年5月から同年7月までは32万円、同年8月及び同年9月は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は50万7,000円、18年6月23日は48万8,000円、同年12月25日は55万7,000円、19年6月25日は51万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日

④ 平成 18 年 12 月 25 日

⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A 社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の月額変更届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間は 32 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 32 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 28 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 32 万円、同年 11 月から 19 年 4 月までは 30 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 32 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出しており、また、保険料

を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、平成17年12月25日は50万7,000円、18年6月23日は48万8,000円、同年12月25日は55万7,000円、19年6月25日は51万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から同年11月、19年2月及び同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月について、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月から同年11月、19年2月及び同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月については、標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は44万8,000円、18年6月23日は41万8,000円、同年12月25日は49万2,000円、19年6月25日は42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日

- ③ 平成 18 年 6 月 23 日
- ④ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき20万円から22万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額22万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額20万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から同年11月、19年2月及び同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月から同年11月、19年2月及び同年3月、同年5月、同年7月及び同年8月における標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成18年12月、19年4月、同年6月、同年9月については、給与支給額に見合う標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であること、19年1月については給与支給額に見合う標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は44万8,000円、18年6月23日は41万8,000円、同年12月25日は49万2,000円、19年6月25日は42万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、申立期間①のうち平成18年9月から19年8月については28万円、同年9月については30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から同年12月、19年2月から同年9月について、標準報酬月額28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月から同年12月、19年2月から同年9月における標準報酬月額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は44万2,000円、18年6月23日は46万8,000円、同年12月25日は52万6,000円、19年6月25日は50万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日

- ③ 平成 18 年 6 月 23 日
- ④ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき26万円から申立期間①のうち平成18年9月から19年8月については28万円、同年9月については30万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額28万円、及び30万円ではなく、それぞれ、当初記録されていた標準報酬月額26万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から同年12月、19年2月から同年9月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月から同年12月、19年2月から同年9月における標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったこ

とを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成19年1月については、給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は44万2,000円、18年6月23日は46万8,000円、同年12月25日は52万6,000円、19年6月25日は50万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は34万8,000円、18年6月23日は39万2,000円、同年12月25日は39万7,000円、19年6月25日は39万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①から④までの、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から④までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は34万8,000円、18年6月23日は39万2,000円、同年12月25日は39万7,000円、19年6月25日は39万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の20万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月、同年11月、19年2月、同年4月から同年7月、同年9月について、標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月、同年11月、19年2月、同年4月から同年7月、同年9月における標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は36万円、18年6月23日は40万4,000円、同年12月25日は40万5,000円、19年6月25日は40万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日

- ③ 平成 18 年 6 月 23 日
- ④ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき20万円から22万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額22万円ではなく、それぞれ、当初記録されていた標準報酬月額20万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月、同年11月、19年2月、同年4月から同年7月、同年9月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月、同年11月、19年2月、同年4月から同年7月、同年9月における標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成18年10月、同年12月及び19年1月、同年3月、同年8月については、給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

3 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳及により、申立人は、申立期間②から⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は36万円、18年6月23日は40万4,000円、同年12月25日は40万5,000円、19年6月25日は40万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、申立期間①のうち、平成18年9月から19年8月までは30万円、同年9月は34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の26万円とされているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②から⑤までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は63万5,000円、18年6月23日は58万7,000円、同年12月25日は69万8,000円、19年6月25日は70万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月25日

⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A 社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の月額変更届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月は 34 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 30 万円及び 34 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 26 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は給与支給額から、申立期間①は、30 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に提出しており、また、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

3 申立人の申立期間②から⑤までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額から、平成17年12月25日は63万5,000円、18年6月23日は58万7,000円、同年12月25日は69万8,000円、19年6月25日は70万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成19年5月から同年9月について、標準報酬月額24万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①のうち、平成19年5月から同年9月における標準報酬月額に係る記録を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は55万6,000円、18年6月23日は52万円、19年6月25日は25万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生

年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から④までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき22万円から24万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額24万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額22万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成19年5月から同年9月のについては、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成19年5月から同年9月における標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成18年9月から19年3月については、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できること、19年4月については、給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額より低額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付

の対象に算入される期間)とは認められないため、あつせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から④に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は55万6,000円、18年6月23日は52万円、19年6月25日は25万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から19年2月、同年4月から同年9月について、標準報酬月額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①のうち、平成18年9月から19年2月、同年4月から同年9月における標準報酬月額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は47万6,000円、18年6月23日は40万7,000円、同年12月25日は52万3,000円、19年6月25日は49万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日

④ 平成 18 年 12 月 25 日

⑤ 平成 19 年 6 月 25 日

A 社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき 28 万円から 30 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 30 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 28 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 2 月、同年 4 月から同年 9 月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 2 月、同年 4 月から同年 9 月における標準報酬月額に係る記録を 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、

平成19年3月については、給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は47万6,000円、18年6月23日は40万7,000円、同年12月25日は52万3,000円、19年6月25日は49万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、申立期間①のうち平成18年9月から19年8月については20万円、同年9月については19万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から19年1月、同年3月及び同年4月については、標準報酬月額19万円に基づく給与を事業主から支給されていたことが認められ、平成19年2月、同年5月、同年8月及び同年9月について、標準報酬月額20万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から19年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月及び同年4月は19万円、同年5月、同年8月及び同年9月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は38万3,000円、18年6月23日は39万2,000円、同年12月25日は43万2,000円、19年6月25日は42万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき18万円から、申立期間①のうち平成18年9月から19年8月については20万円、同年9月については19万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額20万円及び19万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額18万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から19年1月、同年3月及び同年4月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額を超える額の給与が支払われていたことが確認でき、平成19年2月、同年5月、同年8月及び同年9月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から19年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月及び同

年4月は19万円、同年5月、同年8月及び同年9月は20万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成19年6月及び同年7月については、給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月25日は38万3,000円、18年6月23日は39万2,000円、同年12月25日は43万2,000円、19年6月25日は42万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までの標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は42万8,000円、18年6月23日は43万9,000円、同年12月25日は47万円、19年6月25日は46万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月25日
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①から④までの、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から④までに係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年11月に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①から④までに係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主

により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月25日は42万8,000円、18年6月23日は43万9,000円、同年12月25日は47万円、19年6月25日は46万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、事後訂正の結果、申立期間①のうち平成18年9月から19年8月については26万円、同年9月については24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の22万円とされているが、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から同年10月、19年2月から同年9月については、標準報酬月額24万円に基づく給与を事業主から支給されていたことが認められ、平成18年11月については、標準報酬月額26万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から同年10月は24万円、同年11月は26万円、19年2月から同年9月は24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該月の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成17年12月25日は23万8,000円、18年6月23日は47万1,000円、同年12月25日は54万5,000円、19年6月25日は52万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成17年12月25日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②から⑤までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の月額変更届及び算定基礎届が提出され、これに基づき22万円から、申立期間①のうち平成18年9月から19年8月については26万円、同年9月については24万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額26万円、及び24万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額22万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①のうち、平成18年9月から同年10月、19年2月から同年9月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額を超える額の給与が支払われていたことが確認でき、平成18年11月については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額に係る記録を、平成18年9月から同年10月は24万円、同年11月は26万円、19年2月から同年9月は24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂

正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、事務手続を怠ったことを認めており、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①のうち、平成18年12月及び19年1月については、給与支給額に基づく標準報酬月額が、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間(同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間)とは認められないため、あつせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②から⑤に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成17年12月25日は23万8,000円、18年6月23日は47万1,000円、同年12月25日は54万5,000円、19年6月25日は52万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成18年6月23日は3万1,000円、同年12月25日は42万5,000円、19年6月25日は44万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②、③及び④までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③及び④に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月23日は3万1,000円、同年12月25日は42万5,000円、19年6月25日は44万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間のうち、平成18年9月から19年8月までは26万円、同年9月は28万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額26万円又は28万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額22万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額22万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成18年6月23日は3万1,000円、同年12月25日は42万5,000円、19年6月25日は44万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②、③及び④までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内である

ことから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③及び④に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 18 年 6 月 23 日は 3 万 1,000 円、同年 12 月 25 日は 42 万 5,000 円、19 年 6 月 25 日は 44 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、22 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間のうち、平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月は 28 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 26 万円又は 28 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 22 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額 22 万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③及び④の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成18年6月23日は1万円、同年12月25日は1万円、19年6月25日は5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年9月1日から19年10月1日まで
② 平成18年6月23日
③ 平成18年12月25日
④ 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②、③及び④までの賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額(標準賞与額)の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに見合う標準報酬月額(標準賞与額)の範囲

内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立人の申立期間②、③及び④に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③及び④に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年6月23日は1万円、同年12月25日は1万円、19年6月25日は5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③及び④に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に、当該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎届が提出され、これに基づき、申立期間における標準報酬月額は18万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額18万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額15万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額15万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②、③の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成18年12月25日は5万円、19年6月25日は46万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 18 年 12 月 25 日
③ 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②、③の賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額(標準賞与額)の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに見合う標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

- 2 申立人の申立期間②、③に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②、③に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月25日は5万円、19年6月25日は46万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②、③の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の算定基礎届が提出され、これに基づき24万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額24万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額20万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額20万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年6月25日は6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から同年10月1日まで
② 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②の賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間②に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権

が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年6月25日は6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、24万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の算定基礎届が提出され、これに基づき28万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額28万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額24万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額24万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②の標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を平成19年6月25日は2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年9月1日から20年2月1日まで
② 平成19年6月25日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②の賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、申立期間①のうち平

成 19 年 9 月については 17 万円、同年 10 月から 20 年 1 月については 18 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に該期間の算定基礎訂正届及び算定基礎訂正届が提出され、これに基づき 20 万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 20 万円ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 17 万円、及び 18 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立期間①については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額 17 万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の賞与支払届が提出され、これに基づき記録されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間②に係る賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 19 年 6 月 25 日は 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与支払届を提出しており、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から48年3月1日まで

私は、短期大学卒業時に同大学の推薦を受け、昭和47年3月1日にA社に入社した。所持している厚生年金保険被保険者証にも、初めて被保険者となった日は、47年3月1日と記載されているのに、記録では48年3月1日に資格取得となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所におけるB健康保険組合の記録は、昭和47年3月9日が資格取得日となっていること及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間において、申立事業所に勤務していたと認められる。

また、申立事業所は、健康保険と同時に厚生年金保険に加入するものであり、申立人についても、申立期間に勤務していたと考えられることから、当然健康保険料及び厚生年金保険料の控除を行っていたと思う旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB健康保険組合の昭和47年3月の標準報酬月額及び申立人の申立事業所における昭和48年3月の標準報酬月額から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「健康保険と厚生年金保険の届出は、2枚複写式の

指定用紙を使用していたので、健保組合の資格取得日と同日を厚生年金保険の取得日として届け出たはずである。申立人の厚生年金保険被保険者証の資格取得日が、昭和 47 年 3 月 1 日とされているなら、その日を取得日として届け出たはずである。」としている。しかし、2 枚複写式の指定用紙であれば、1 枚は原本として社会保険事務所（当時）が保管し、1 枚は事業主に返送されるものであり、健康保険組合に対しては別の用紙で届出をすることとなる。仮に、事業主から健康保険組合の資格取得日と同日の昭和 47 年 3 月 9 日を取得日とする届出が行われた場合、社会保険事務所が、これを 48 年 3 月 1 日と記録すること、その後行われるべき事業主による算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても記録しないことは考え難い。また、申立人の被保険者証の「はじめて被保険者日となった日」は、当初「昭和 48 年 3 月 1 日」とされたものが、「昭和 47 年 3 月 1 日」に訂正されているが、当該被保険者証に社会保険事務所の訂正印は無く、厚生年金保険番号払出簿によると、申立人に係る厚生年金保険番号の払出日は 48 年 8 月 20 日と確認でき、健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、資格取得日順に被保険者名が登載され、申立人の資格取得日は 48 年 3 月 1 日となっており、訂正もされていない。これらのことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの同年 3 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 47 年 3 月から 48 年 2 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格の取得日に係る記録を昭和23年4月14日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における被保険者記録のうち、申立期間②に係る資格喪失日(昭和23年10月1日)及び資格取得日(昭和23年11月10日)を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2,700円とすることが必要である。

申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格の取得日に係る記録を昭和37年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められ、申立期間②については厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月14日から同年7月1日まで
② 昭和23年10月1日から同年11月10日まで
③ 昭和25年3月1日から31年7月1日まで
④ 昭和37年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和21年から42年まで一貫して食品香料の研究・製造等の業務に携わってきた。勤務期間中の厚生年金保険の資格が寸断され、また転勤の度に数か月の空白があることが理解できない。23年4月に当時のD社E工場からB工場へ転勤となった際、一緒に転勤した同僚を覚えている。また、同社はA社と名称を変え、その後C社となったが、継続して勤務し、37年4月1日には同社F工場の工場長としてG本社から転勤した。当時の写真や勤務明

細を提出するので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立事業所のA社B工場は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年6月1日にD社B工場として厚生年金保険の新規適用事業所となり、後に申立事業所に名称変更していることが確認できる。また、申立事業所において申立期間①及び②に厚生年金保険被保険者記録がある同僚6人に対してアンケート調査票を送付したところ、全員から回答があり、うち5人は申立人を覚えているとしている上、申立人が供述する業務内容（香料の研究・製造）と同一の業務をしていたとしている二人は、申立人が申立期間当時申立事業所で勤務していたとしていることから、申立人が、申立期間①及び②において担当する業務内容に変更無く、申立事業所で勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人が同時期にE工場からB工場へ転勤したとする同僚6人のうち3人については、オンライン記録では申立人と同様に空白となっているが、健康保険厚生年金保険被保険者台帳では継続して厚生年金保険に加入していることが確認できる。

加えて、申立期間②については、申立人が申立事業所で厚生年金保険の資格を取得した昭和23年7月1日以降申立期間までの間に被保険者資格を取得した者は10人いるところ、資格取得後に申立事業所で申立人と同様に厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失し、その後再取得しているものは確認できず、申立人のみ1か月間の記録が無いのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の期間において、申立事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立期間前後の標準報酬月額が当時の最高等級である600円であることから600円とし、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が名前を挙げた同僚（二人）も昭和23年10月時点では標準報酬月額の変更がないことから、同年10月1日に申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失した際の標準報酬月額である2,700円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届の提出が無いにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間④について、申立人が名前を挙げた同僚3人に聴取したところ、「申立人はG地で販売・指導をやっていて、工場長としてF工場に帰ってきた。」、「G地で一緒に勤務していた。工場長としてF工場へ転勤した。」、「自分がF工場からE工場へ転勤した時には申立人はF工場に居た。」とそれぞれ供述しており、申立人の申立内容と一致する。

また、申立事業所において申立期間当時の厚生年金保険被保険者記録がある同僚11人にアンケート調査票を送付したところ、9人から回答があり、うち8人は申立人を記憶している上、5人が申立期間当時申立人は申立事業所において勤務していたと回答している。

さらに、オンライン記録から申立人が申立事業所で厚生年金保険の被保険者資格を再取得した昭和37年度には申立人を含め20人の者が資格を取得しており、申立人と同様に申立事業所の他工場からの転勤者は5人が確認できる。このうち3人については厚生年金保険の被保険者期間が途切れることなく継続している上、申立人が名前を挙げた申立人と同様に本社とF工場との間の転勤を繰り返している者のオンライン記録は、厚生年金保険の被保険者期間が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立事業所において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④に係る標準報酬月額については、申立人の申立期間④の前後の標準報酬月額が3万6,000円であることから、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、申立人が名前を挙げた同僚に聴取したところ、「申立人に誘われて申立事業所のF工場へ入社した。当時は申立人の部下として働いており、昭和31年より前の香料処方箋の帳簿に申立人の名前があった。」と証言していることから、期間の特定はできないが申立人の供述どおり昭和31年7月1日より前から申立事業所のF工場勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所のF工場は申立期間④において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できず、申立人が同事業所において被保険者資格を取得した日と同日の昭和31年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、昭和31年7月1日に申立事業所のF工場で厚生年金保険被保険者として在籍していた9人にアンケート調査票を送付したところ、全員から回答があり、うち4人は31年7月よりも前から勤務していたものの、厚生年金保険料は、同年7月から控除されていたと回答しており、それより前に保険料を控除されていたという回答は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格の喪失日に係る記録を昭和57年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社(現在は、C社)に昭和57年4月から61年5月までの在職中、営業所間の転勤はしているが、一度も退職していない。

しかし、転勤直前の1か月間の年金記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の発行した在職証明書、雇用保険の被保険者記録、D基金の発行した加入員台帳(写)及び申立人が提出した年金支給義務承継通知書(E連合会発行)により、申立人は、申立期間にA社に正社員として勤務し(昭和57年7月1日に同社B事業所から同社F事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和57年5月の記録及び厚生年金基金加入員資格取得届に記載されている同年6月の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「当初、昭和57年6月30日を資格喪失日として届出をしたが、同年7月12日付けで、資格喪失日を同年7月1日とする訂正届を厚生年金基金に提出しており、訂正届は複写式ではないものの、当然社会保険事務所(当

時)にも訂正届を提出し、保険料を納付しているはずだ。」と主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成11年8月16日）及び資格取得日（平成11年9月16日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年8月16日から同年9月16日まで

私は、昭和53年3月18日にA社に入社し、平成18年12月16日まで継続して勤務した。

会社の業績が悪化した平成11年ごろに社員全員を解雇する旨を聞き、健康保険証の提出を求められたのでいったん、会社へ返還した。

そのような状況ではあったが、1日も休むことなく継続して勤務し、給与も受け取っており、それまでと同様に厚生年金保険料は控除されていたはずであるにもかかわらず、申立期間は厚生年金保険が未加入となっている。また、未加入期間の厚生年金保険の資格を喪失することに関する説明は一切無かったと記憶している。

しかし、申立期間が未加入期間となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、申立事業所の代表取締役は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に対し、社員のうち申立人を含めた数人について、申立事業所に在籍したまま、厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失させ、1か月又は2か月经過した後、再度資格を取得する旨の届出を行ったことを認めており、保険料の控除

については、当時の関連資料が保存されていないため確認することはできないが、申立人を含め、当該手続を行った者の厚生年金保険未加入期間における保険料は控除していないとしている。

しかしながら、申立人は、昭和 53 年 3 月に申立事業所に入社して以降、勤務形態及び業務内容に変更は無く、給与から厚生年金保険料が継続して控除されていたとしているところ、申立人と同時期に、いったん被保険者資格を喪失し平成 11 年 8 月が未加入期間となっている同僚に照会し回答のあった 5 人は、全員が未加入期間も継続して勤務していたとし、また、このうち 3 人は未加入期間も保険料が控除されていたとしている。

さらに、このうちの 1 人が未加入期間に係る給与明細書を所持しており、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できることから、同様の扱いを受けた申立人についても、申立期間において保険料が控除されていたものと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 11 年 7 月の社会保険事務所の記録から 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 11 年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月30日から32年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年4月30日に、資格喪失日に係る記録を32年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月から32年6月1日まで
② 昭和32年6月20日から同年10月1日まで

申立期間①について、A事業所が寮の管理及び経理業務のできる従業員を探しており、B団体の組合長をしていた私の父のあっせんにより、昭和31年4月にA事業所に就職し、32年5月まで勤務した。父の紹介により同事業所に就職した者は厚生年金保険に加入しているのに、私だけ厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間②について、知人の紹介により、昭和32年6月20日にC社に就職した。同年度に入社した二人の同僚等は就職と同時に厚生年金保険に加入しているのに、私だけ、就職当初の3か月間が厚生年金保険に未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元事業主(申立期間当時の事業主(故人)の息子で、申立期間において申立事業所に勤務し、その後に事業主となっている。)及び同僚(複数)は、「申立人は、申立事業所に勤務していた。」と供述しており、また、当該同僚のうち一人の「自分は昭和31年3月に入社し、申立人はその翌月に入社した。申立人の在職期間は1年ぐらいであった。」との供述、申立人の「申立事業所を退職後、次の事業所に入社するまで、1か月

の空白があった。」との供述、及び次の事業所に係る申立人の雇用保険の被保険者資格の取得日（昭和 32 年 6 月 1 日）から、申立人は、申立期間①のうち、少なくとも昭和 31 年 4 月 30 日から 32 年 4 月 30 日までは、勤務していたと認められる。

また、元事業主は、「正社員は全員、厚生年金保険に加入させていた。申立人は推薦状を持って入社した経緯があり、正社員として採用されたと考えられ、申立人を厚生年金保険に加入させなかった理由が見当たらないことから、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答している。

さらに、申立人を知っているとする複数の同僚が、「申立人は正社員であった。」と供述している上、聴取した申立人の同僚 8 人のうち、厚生年金保険の加入記録が無い 2 人は、自身は正社員ではなかった等とする一方、正社員であったとする者（6 人）は全員、厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 31 年 4 月から 32 年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該期間に A 事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人と年齢が近い同僚（複数）の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、当該期間について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届や被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和 32 年 6 月 1 日に申立事業所に入社したことが推認できる。

しかしながら、申立期間②及びその前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している申立人の同僚 7 人のうち 6 人が、「就職と同時に厚生年金保険に加入していない。」と回答しており、それぞれ入社したとする時期の 1 か月ないし 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に

加入させていなかったことがうかがえる。

また、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、資格取得日は昭和32年10月1日と記載されており、オンライン記録及び被保険者名簿の記録は、この資格取得日と一致する。

さらに、申立事業所の後継事業所は、申立人の申立期間②における保険料控除を確認できる資料は無く、保険料の控除の実態は不明であると回答している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月、15年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び16年1月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から17年2月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、18年1月は24万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は26万2,000円、同年12月19日は19万4,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は37万5,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は21万4,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は26万2,000円、同年12月19日は19万4,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は37万5,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は21万4,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月、15年2月から同年4月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月及び16年1月から同年8月までの期間は22万円、同年9月から17年2月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は24万円、同年6月及び同年7月は26万円、同年8月は24万円、同年11月及び同年12月は26万円、18年1月は24万円、同年4月は26万円、同年5月及び同年6月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年11月から15年1月までの期間、同年5月、同年9月、同年11月、同年12月、17年3月、同年9月、同年10月、18年2月、同年3月、同年7月及び同年8月については、社会保険事務

所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は26万2,000円、同年12月19日は19万4,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は37万5,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は21万4,000円、18年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は34万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年12月は19万円、16年2月は18万円、同年3月から同年6月までは19万円、同年7月は18万円、同年8月は17万円、17年1月及び同年4月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は25万5,000円、同年12月19日は30万円、16年7月20日は27万2,000円、同年12月20日は27万6,000円、17年7月20日は24万円、同年12月20日は33万4,000円、18年7月20日は27万2,000円、同年12月20日は2万2,000円、19年7月20日は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は25万5,000円、同年12月19日は30万円、16年7月20日は27万2,000円、同年12月20日は27万6,000円、17年7月20日は24万円、同年12月20日は33万4,000円、18年7月20日は27万2,000円、同年12月20日は2万2,000円、19年7月20日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年6月から同年8月までは22万円、同年9月は19万円、同年10月は18万円、同年12月は19万円、16年2月は18万円、同年3月から同年6月までは19万円、同年7月は18万円、同年8月は17万円、17年1月及び同年4月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年3月から同年5月までの期間、同年11月、16年1月、同年9月から同年12月までの期間、17年2月、同年3月

及び同年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は25万5,000円、同年12月19日は30万円、16年7月20日は27万2,000円、同年12月20日は27万6,000円、17年7月20日は24万円、同年12月20日は33万4,000円、18年7月20日は27万2,000円、同年12月20日は2万2,000円、19年7月20日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から16年8月までは28万円、同年9月から17年4月までは30万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から18年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は33万5,000円、同年12月19日は38万9,000円、16年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は41万円、17年7月20日は34万円、同年12月20日は41万1,000円、18年7月20日は34万円、同年12月20日は41万1,000円、19年7月20日は34万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は33万5,000円、同年12月19日は38万9,000円、16年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は41万円、17年7月20日は34万円、同年12月20日は41万1,000円、18年7月20日は34万円、同年12月20日は41万1,000円、19年7月20日は34万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日

- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から16年8月までは28万円、同年9月から17年4月までは30万円、同年5月は32万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は32万円、同年9月から18年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認

できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は33万5,000円、同年12月19日は38万9,000円、16年7月20日は34万2,000円、同年12月20日は41万円、17年7月20日は34万円、同年12月20日は41万1,000円、18年7月20日は34万円、同年12月20日は41万1,000円、19年7月20日は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から15年8月までは26万円、同年9月から16年8月までは28万円、同年9月から17年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から18年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は33万2,000円、同年12月19日は38万3,000円、16年7月20日は34万3,000円、同年12月20日は41万1,000円、17年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、18年7月20日は34万1,000円、同年12月20日は39万4,000円、19年7月20日は32万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は33万2,000円、同年12月19日は38万3,000円、16年7月20日は34万3,000円、同年12月20日は41万1,000円、17年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、18年7月20日は34万1,000円、同年12月20日は39万4,000円、19年7月20日は32万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年8月までは26万円、同年9月から16年8月までは28万円、同年9月から17年4月までは30万円、同年5月は28万円、同年6月は32万円、同年7月は30万円、同年8月は32万円、同年9月は28万円、同年10月から18年1月までは30万円、同年2月は28万円、同年3月は30万円、同年4月及び同年5月は28万円、同年6月及び同年7月は30万円、同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給

与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は33万2,000円、同年12月19日は38万3,000円、16年7月20日は34万3,000円、同年12月20日は41万1,000円、17年7月20日は34万5,000円、同年12月20日は39万5,000円、18年7月20日は34万1,000円、同年12月20日は39万4,000円、19年7月20日は32万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は13万3,000円、16年7月20日は21万3,000円、同年12月20日は23万8,000円、17年7月20日は21万6,000円、同年12月20日は26万1,000円、18年7月20日は20万4,000円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は22万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は13万3,000円、16年7月20日は21万3,000円、同年12月20日は23万8,000円、17年7月20日は21万6,000円、同年12月20日は26万1,000円、18年7月20日は20万4,000円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月19日
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月20日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑧までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は13万3,000円、16年7月20日は21万3,000円、同年12月20日は23万8,000円、17年7月20日は21万6,000円、同年12月20日は26万1,000円、18年7月20日は20万4,000円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成15年9月から16年8月までは19万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年6月は22万円、同年7月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は20万9,000円、16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は35万5,000円、18年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は39万1,000円、19年7月20日は33万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は20万9,000円、16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は35万5,000円、18年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は39万1,000円、19年7月20日は33万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年9月1日から19年9月1日まで
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日

⑦ 平成 18 年 7 月 20 日

⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

⑨ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成15年9月から16年8月までは19万円、同年9月から17年3月までは22万円、同年4月は24万円、同年6月は22万円、同年7月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は20万9,000円、16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は28万6,000円、同年12月20日は35万5,000円、18年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は39万1,000円、19年7月20日は33万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは28万円、同年4月及び同年6月から18年8月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は20万2,000円、同年12月20日は37万5,000円、17年7月20日は31万円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は41万4,000円、19年7月20日は36万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は20万2,000円、同年12月20日は37万5,000円、17年7月20日は31万円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は41万4,000円、19年7月20日は36万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月20日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から17年3月までは28万円、同年4月及び同年6月から18年8月までの期間は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年5月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は20万2,000円、同年12月20日は37万5,000円、17年7月20日は31万円、同年12月20日は39万3,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は41万4,000円、19年7月20日は36万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から同年12月までは16万円、17年1月は15万円、同年2月及び同年3月は16万円、同年4月は17万円、同年5月は14万2,000円、同年7月は16万円、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間は15万円、18年1月は12万6,000円、同年2月から同年8月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は14万4,000円、同年12月20日は28万2,000円、17年7月20日は21万2,000円、同年12月20日は25万1,000円、18年7月20日は21万5,000円、同年12月20日は19万円、19年7月20日は24万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は14万4,000円、同年12月20日は28万2,000円、17年7月20日は21万2,000円、同年12月20日は25万1,000円、18年7月20日は21万5,000円、同年12月20日は19万円、19年7月20日は24万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日

⑥ 平成 18 年 7 月 20 日

⑦ 平成 18 年 12 月 20 日

⑧ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から同年12月までは16万円、17年1月は15万円、同年2月及び同年3月は16万円、同年4月は17万円、同年5月は14万2,000円、同年7月は16万円、同年8月及び同年10月から同年12月までの期間は15万円、18年1月は12万6,000円、同年2月から同年8月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年6月及び同年9月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給

与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は14万4,000円、同年12月20日は28万2,000円、17年7月20日は21万2,000円、同年12月20日は25万1,000円、18年7月20日は21万5,000円、同年12月20日は19万円、19年7月20日は24万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年11月は20万円、同年12月は19万円、17年1月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は16万7,000円、同年12月20日は29万2,000円、17年7月20日は24万8,000円、同年12月20日は32万8,000円、18年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は30万5,000円、19年7月20日は17万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は16万7,000円、同年12月20日は29万2,000円、17年7月20日は24万8,000円、同年12月20日は32万8,000円、18年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は30万5,000円、19年7月20日は17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から17年9月1日まで
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日
⑥ 平成18年7月20日
⑦ 平成18年12月20日

⑧ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年11月は20万円、同年12月は19万円、17年1月は20万円、同年4月は22万円、同年5月は19万円、同年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成16年9月、同年10月、17年2月及び同年3月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は16万7,000円、

同年12月20日は29万2,000円、17年7月20日は24万8,000円、同年12月20日は32万8,000円、18年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は30万5,000円、19年7月20日は17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は13万円、18年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は32万9,000円、19年7月20日は27万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は13万円、18年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は32万9,000円、19年7月20日は27万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から④までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は13万円、18年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は32万9,000円、19年7月20日は27

万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日は14万6,000円、19年7月20日は25万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は14万6,000円、19年7月20日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は14万6,000円、19年7月20日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日は14万2,000円、19年7月20日は27万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は14万2,000円、19年7月20日は27万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日
② 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は14万2,000円、19年7月20日は27万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日は6万円、19年7月20日は14万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は6万円、19年7月20日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は6万円、19年7月20日は14万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日は1万円、19年7月20日は10万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は1万円、19年7月20日は10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は1万円、19年7月20日は10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成14年10月から15年7月までの期間及び同年8月から16年8月までの期間は16万円、同年9月から同年11月までは17万円、同年12月は16万円、17年1月から同年3月までは17万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は17万円、同年8月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は24万6,000円、同年12月19日は29万6,000円、16年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、17年7月20日は24万3,000円、同年12月20日は29万1,000円、18年7月20日は25万6,000円、同年12月20日は30万6,000円、19年7月20日は24万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は24万6,000円、同年12月19日は29万6,000円、16年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、17年7月20日は24万3,000円、同年12月20日は29万1,000円、18年7月20日は25万6,000円、同年12月20日は30万6,000円、19年7月20日は24万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から15年8月21日まで
② 平成15年8月21日から17年9月1日まで
③ 平成15年7月18日

- ④ 平成 15 年 12 月 19 日
- ⑤ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑥ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑪ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間③の賞与及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間④から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社(A社及びB社の後継事業所)が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から15年7月までの期間及び同年8月から16年8月までの期間は16万円、同年9月から同年11月までは17万円、同年12月は16万円、17年1月から同年3月までは17万円、同年4月は18万円、同年5月は17万円、同年6月は18万円、同年7月は17万円、同年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを

受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は24万6,000円、同年12月19日は29万6,000円、16年7月20日は25万4,000円、同年12月20日は29万3,000円、17年7月20日は24万3,000円、同年12月20日は29万1,000円、18年7月20日は25万6,000円、同年12月20日は30万6,000円、19年7月20日は24万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額記録については、申立期間①及び②のうち、平成14年10月及び同年11月は20万円、同年12月及び15年4月は22万円、同年6月及び同年8月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は24万1,000円、同年12月19日は26万1,000円、16年7月20日は22万8,000円、同年12月20日は27万3,000円、17年7月20日は21万1,000円、同年12月20日は26万円、18年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は27万円、19年7月20日は20万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は24万1,000円、同年12月19日は26万1,000円、16年7月20日は22万8,000円、同年12月20日は27万3,000円、17年7月20日は21万1,000円、同年12月20日は26万円、18年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は27万円、19年7月20日は20万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年10月1日から15年8月21日まで
② 平成15年8月21日から16年9月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日

- ⑦ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑩ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑪ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間③の賞与及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間④から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社（A及びB社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①及び②のうち、平成14年10月及び同年11月は20万円、同年12月及び15年4月は22万円、同年6月及び同年8月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び②のうち、平成15年1月から同年3月までの期間、同年5月、同年7月及び同年9月から16年8月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは

行わない。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は24万1,000円、同年12月19日は26万1,000円、16年7月20日は22万8,000円、同年12月20日は27万3,000円、17年7月20日は21万1,000円、同年12月20日は26万円、18年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は27万円、19年7月20日は20万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年10月から16年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年2月から同年6月までは24万円、同年7月及び同年8月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は43万9,000円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は44万6,000円、17年7月20日は38万円、同年12月20日は45万6,000円、18年7月20日は38万3,000円、同年12月20日は46万4,000円、19年7月20日は37万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は43万9,000円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は44万6,000円、17年7月20日は38万円、同年12月20日は45万6,000円、18年7月20日は38万3,000円、同年12月20日は46万4,000円、19年7月20日は37万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年10月から16年8月までは24万円、同年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年2月から同年6月までは24万円、同年7月及び同年8月は28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は40万円、同年12月19日は43万9,000円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は

44万6,000円、17年7月20日は38万円、同年12月20日は45万6,000円、18年7月20日は38万3,000円、同年12月20日は46万4,000円、19年7月20日は37万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年7月までの期間は19万円、同年8月は18万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は18万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年8月は18万円、同年9月から17年3月までは19万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月から同年12月までは20万円、18年1月は18万円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は31万3,000円、同年12月19日は36万円、16年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万4,000円、同年12月20日は37万7,000円、18年7月20日は31万円、同年12月20日は38万円、19年7月20日は31万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万3,000円、同年12月19日は36万円、16年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万4,000円、同年12月20日は37万7,000円、18年7月20日は31万円、同年12月20日は38万円、19年7月20日は31万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から同年12月までの期間及び15年2月から同年7月までの期間は19万円、同年8月は18万円、同年9月は20万円、同年10月は19万円、同年11月から16年1月までは20万円、同年2月は18万円、同年3月は19万円、同年4月は20万円、同年5月は18万円、同年6月は19万円、同年8月は18万円、同年9月から17年3月までは19万円、同年4月は20万円、同年5月は19万円、同年6月から同年12月までは20万円、18年1月は18万円、同年2月から同年7月までは20万円、同年8月は19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに

係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年1月及び16年7月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は31万3,000円、同年12月19日は36万円、16年7月20日は31万2,000円、同年12月20日は36万7,000円、17年7月20日は30万4,000円、同年12月20日は37万7,000円、18年7月20日は31万円、同年12月20日は38万円、19年7月20日は31万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円、16年1月及び同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月から17年3月までは30万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは32万円、18年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月から同年8月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は40万9,000円、同年12月19日は44万8,000円、16年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は43万2,000円、17年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は44万1,000円、18年7月20日は37万9,000円、同年12月20日は46万円、19年7月20日は39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は40万9,000円、同年12月19日は44万8,000円、16年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は43万2,000円、17年7月20日は37万4,000円、同年12月20日は44万1,000円、18年7月20日は37万9,000円、同年12月20日は46万円、19年7月20日は39万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで

- ② 平成 15 年 7 月 18 日
- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間及び同年6月から同年8月までの期間は32万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円、同年11月及び同年12月は30万円、16年1月及び同年2月は28万円、同年3月から同年7月までは30万円、同年8月は28万円、同年9月は26万円、同年10月から17年3月までは30万円、同年4月及び同年5月は32万円、同年6月は30万円、同年7月から同年12月までは32万円、18年1月は28万円、同年2月は32万円、同年3月は28万円、同年4月から同年8月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに

係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 15 年 5 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 40 万 9,000 円、同年 12 月 19 日は 44 万 8,000 円、16 年 7 月 20 日は 37 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 43 万 2,000 円、17 年 7 月 20 日は 37 万 4,000 円、同年 12 月 20 日は 44 万 1,000 円、18 年 7 月 20 日は 37 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 46 万円、19 年 7 月 20 日は 39 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は28万円、18年7月20日は26万円、同年12月20日は15万円、19年7月20日は21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は28万円、18年7月20日は26万円、同年12月20日は15万円、19年7月20日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正

してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、その主張する標準報酬月額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の出発を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は28万円、18年7月20日は26万円、同年12月20日は15万円、19年7月20日は21万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の出発を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成17年9月は26万円、同年10月から18年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成17年12月20日は42万円、18年7月20日は35万円、同年12月20日は20万円、19年7月20日は31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月20日は42万円、18年7月20日は35万円、同年12月20日は20万円、19年7月20日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑤までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正

してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成17年9月は26万円、同年10月から18年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑤までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年12月20日は42万円、18年7月20日は35万円、同年12月20日は20万円、19年7月20日は31万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は17万円、同年10月から18年6月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は46万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日は36万円、17年12月20日は44万円、18年7月20日は28万円、同年12月20日は18万円、19年7月20日は29万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は46万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日は36万円、17年12月20日は44万円、18年7月20日は28万円、同年12月20日は18万円、19年7月20日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年7月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年12月20日

⑦ 平成 18 年 7 月 20 日

⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

⑨ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から17年3月までは26万円、同年4月は28万円、同年5月は19万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は28万円、同年9月は17万円、同年10月から18年6月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は46万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日は36万円、17年12月20日は44万円、18年7月20日は28万円、同年12月20日は18万円、19年7月20日は29万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年6月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は37万円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は35万円、17年12月20日は28万円、18年7月20日は29万円、同年12月20日は17万円、19年7月20日は26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は37万円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は35万円、17年12月20日は28万円、18年7月20日は29万円、同年12月20日は17万円、19年7月20日は26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年12月20日
⑦ 平成18年7月20日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年6月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年10月から18年8月までについては、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は37万円、同年12月19日は42万円、16年7月20日は40万円、同年12月20日は35万円、

17年12月20日は28万円、18年7月20日は29万円、同年12月20日は17万円、19年7月20日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは24万円、同年10月から17年11月までは26万円、同年12月は24万円、18年1月から同年3月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は12万円、同年12月19日は10万円、16年7月20日は12万円、同年12月20日は13万円、17年7月20日は12万円、同年12月20日は13万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は12万円、同年12月19日は10万円、16年7月20日は12万円、同年12月20日は13万円、17年7月20日は12万円、同年12月20日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から18年4月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に

勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは24万円、同年10月から17年11月までは26万円、同年12月は24万円、18年1月から同年3月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は12万円、同年12月19日は10万円、16年7月20日は12万円、同年12月20日は13万円、17年7月20日は12万円、同年12月20日は13万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成15年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月から16年4月までは15万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は15万円、同年9月から17年3月までは13万4,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は13万4,000円、同年6月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から18年1月までは16万円、同年2月は15万円、同年3月から同年8月までは16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は16万1,000円、16年7月20日は20万9,000円、同年12月20日は26万7,000円、17年7月20日は21万円、同年12月20日は26万3,000円、18年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は29万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は16万1,000円、16年7月20日は20万9,000円、同年12月20日は26万7,000円、17年7月20日は21万円、同年12月20日は26万3,000円、18年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は29万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から18年9月1日まで
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日

- ④ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑤ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成15年9月は13万4,000円、同年10月は14万2,000円、同年11月から16年4月までは15万円、同年5月は13万4,000円、同年6月は14万2,000円、同年7月及び同年8月は15万円、同年9月から17年3月までは13万4,000円、同年4月は14万2,000円、同年5月は13万4,000円、同年6月から同年8月までは14万2,000円、同年9月から18年1月までは16万円、同年2月は15万円、同年3月から同年8月までは16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認

できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は16万1,000円、16年7月20日は20万9,000円、同年12月20日は26万7,000円、17年7月20日は21万円、同年12月20日は26万3,000円、18年7月20日は22万6,000円、同年12月20日は29万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月は28万円、同年10月から18年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑦までについて、その主張する標準賞与額（平成16年12月20日は23万4,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は38万6,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万9,000円、19年7月20日は36万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年12月20日は23万4,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は38万6,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万9,000円、19年7月20日は36万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成16年12月20日
③ 平成17年7月20日
④ 平成17年12月20日
⑤ 平成18年7月20日
⑥ 平成18年12月20日
⑦ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑦までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月から17年3月までは20万円、同年4月から同年8月までは22万円、同年9月は28万円、同年10月から18年8月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑦までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年12月20日は23万4,000円、17年7月20日は30万5,000円、同年12月20日は38万6,000円、18年7月20日は34万9,000円、同年12月20日は40万9,000円、19年7月20日は36万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑦までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年9月から同年12月までは17万円、18年1月は16万円、同年2月から同年7月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額（平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は28万5,000円、18年7月20日は23万3,000円、同年12月20日は8万4,000円、19年7月20日は28万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は28万5,000円、18年7月20日は23万3,000円、同年12月20日は8万4,000円、19年7月20日は28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑥までの賞与から

厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。
申立期間①から⑥までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成17年9月から同年12月までは17万円、18年1月は16万円、同年2月から同年7月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成18年8月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑥までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は28万5,000円、18年7月20日は23万3,000円、同年12月20日は8万4,000円、19年7月20日は28万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成17年9月は18万円、同年10月から18年8月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑥までについて、その主張する標準賞与額（平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は30万9,000円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は36万4,000円、19年7月20日は30万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は30万9,000円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は36万4,000円、19年7月20日は30万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月20日
④ 平成18年7月20日
⑤ 平成18年12月20日
⑥ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑥までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑥までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成17年9月は18万円、同年10月から18年8月までは19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑥までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は30万9,000円、18年7月20日は27万4,000円、同年12月20日は36万4,000円、19年7月20日は30万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑥までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額（平成18年12月20日は15万1,000円、19年7月20日は28万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成18年12月20日は15万1,000円、19年7月20日は28万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日
② 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、B社（株式会社A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成18年12月20日は15万1,000円、19年7月20日は28万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月は24万円、同年11月から15年3月までは26万円、同年4月、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から16年8月までは22万円、同年9月、同年11月及び同年12月は24万円、17年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は31万8,000円、同年12月19日は36万円、16年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は34万9,000円、18年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は36万6,000円、19年7月20日は31万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万8,000円、同年12月19日は36万円、16年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は34万9,000円、18年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は36万6,000円、19年7月20日は31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から17年9月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日

- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月は24万円、同年11月から15年3月までは26万円、同年4月、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は26万円、同年9月から16年8月までは22万円、同年9月、同年11月及び同年12月は24万円、17年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年5月は24万円、同年6月から同年8月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年5月、16年10月及び17年4月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できること

から、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は31万8,000円、同年12月19日は36万円、16年7月20日は31万3,000円、同年12月20日は36万円、17年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は34万9,000円、18年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は36万6,000円、19年7月20日は31万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額（平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は27万8,000円、同年12月20日は35万8,000円、19年7月20日は32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成17年7月20日は3万円、同年12月20日は33万7,000円、18年7月20日は27万8,000円、同年12月20日は35万8,000円、19年7月20日は32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑤までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人は、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認で

きる保険料控除額又は賞与額から、平成 17 年 7 月 20 日は 3 万円、同年 12 月 20 日は 33 万 7,000 円、18 年 7 月 20 日は 27 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 8,000 円、19 年 7 月 20 日は 32 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から⑤までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、16年1月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年8月は24万円、同年12月から17年2月までは22万円、同年4月及び同年6月から18年1月までの期間は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は31万3,000円、同年12月19日は33万6,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は30万5,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は35万1,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万4,000円、19年7月20日は29万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は31万3,000円、同年12月19日は33万6,000円、16年7月20日は30万3,000円、同年12月20日は30万5,000円、17年7月20日は29万円、同年12月20日は35万1,000円、18年7月20日は29万5,000円、同年12月20日は35万4,000円、19年7月20日は29万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から18年9月1日まで
② 平成15年7月18日

- ③ 平成 15 年 12 月 19 日
- ④ 平成 16 年 7 月 20 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 20 日
- ⑥ 平成 17 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 17 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑨ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑩ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年10月から15年8月までは22万円、同年9月は24万円、同年10月は22万円、同年11月及び同年12月は24万円、16年1月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年8月は24万円、同年12月から17年2月までは22万円、同年4月及び同年6月から18年1月までの期間は24万円、同年2月は22万円、同年3月から同年5月までは24万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 2 月、同年 7 月、同年 9 月から同年 11 月までの期間、17 年 3 月及び同年 5 月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成 15 年 7 月 18 日は 31 万 3,000 円、同年 12 月 19 日は 33 万 6,000 円、16 年 7 月 20 日は 30 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 30 万 5,000 円、17 年 7 月 20 日は 29 万円、同年 12 月 20 日は 35 万 1,000 円、18 年 7 月 20 日は 29 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 4,000 円、19 年 7 月 20 日は 29 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成16年9月は22万円、同年10月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月から18年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑧までについて、その主張する標準賞与額（平成16年7月20日は18万9,000円、同年12月20日は35万3,000円、17年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は36万1,000円、18年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は34万7,000円、19年7月20日は29万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年7月20日は18万9,000円、同年12月20日は35万3,000円、17年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は36万1,000円、18年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は34万7,000円、19年7月20日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成16年7月20日
③ 平成16年12月20日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月20日

- ⑥ 平成 18 年 7 月 20 日
- ⑦ 平成 18 年 12 月 20 日
- ⑧ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑧までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑧までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社(A社の後継事業所)が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成16年9月は22万円、同年10月から17年3月までは24万円、同年4月は26万円、同年5月は22万円、同年6月から18年4月までは26万円、同年5月は22万円、同年6月から同年8月までは26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑧までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成16年7月20日は18万9,000円、同年12月20日は35万3,000円、17年7月20日は28万1,000円、同年12月20日は36万1,000円、18年7月20日は29万6,000円、同年12月20日は34万7,000円、19年7月20日は29万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑧までの保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成16年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年4月から18年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑨までについて、その主張する標準賞与額（平成15年12月19日は18万8,000円、平成16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は27万9,000円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は42万8,000円、19年7月20日は31万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月19日は18万8,000円、平成16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は27万9,000円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は42万8,000円、19年7月20日は31万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月1日から18年9月1日まで
② 平成15年12月19日
③ 平成16年7月20日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年7月20日
⑥ 平成17年12月20日

⑦ 平成 18 年 7 月 20 日

⑧ 平成 18 年 12 月 20 日

⑨ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑨までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑨までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、B社（A社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成16年9月から同年11月までは26万円、同年12月は24万円、17年1月は26万円、同年4月から18年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成17年2月及び同年3月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②から⑨までについて、申立人は、B社が保管するA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月19日は18万8,000円、平成16年7月20日は29万3,000円、同年12月20日は35万5,000円、17年7月20日は27万9,000円、同年12月20日は38万1,000円、18年7月20日は33万3,000円、同年12月20日は42万8,000円、19年7月20日は31万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑨までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録のうち、平成15年5月から同年7月までの期間を19万円、同年8月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年10月から15年9月まで
私は、平成8年1月から15年9月までA社で勤務した。

申立期間の給与の支給額は、平成11年9月までと変わらなかったにもかかわらず、ねんきん定期便を見ると、標準報酬額が18万円から15万円に引き下げられており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書の厚生年金保険料控除額から平成15年5月から同年7月までの期間を19万円、同年8月を17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られないが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成11年10月から15年4月までの期間及び同年9月については、申立人が提出した当該期間の給与明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年10月までの期間、47年2月から48年3月までの期間及び49年2月から52年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から45年10月まで
② 昭和47年2月から48年3月まで
③ 昭和49年2月から52年12月まで

私は、具体的な時期は覚えていないが、国民年金の加入手続をし、60歳になるまで国民年金保険料を納付していたのに、会社を辞めて家業を手伝っていた時期と、自営を始めた時期の納付記録が無い。

私の母は国民年金に加入していなかったので、私が勧めて加入させ、まとめて国民年金保険料を納付し、夫も結婚後、私が国民年金に加入させた。

当時の領収書などは無いが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、申立人が所持する年金手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳により、昭和53年1月1日であることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、申立期間後の53年1月下旬に払い出されたものと推測されることから、いずれの申立期間も国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人の母の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月ごろに払い出され、36年4月1日が資格取得日とされ、同年4月から46年6月までの保険料が55年6月に特例納付されているとともに、申立人の夫の手帳記号番号も結婚後の54年12月に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金の加入手続をした53年1月以降に、申立人の母及び夫の国民年金の加入手続及び保険料納付が行われており、申立期間の時期とは異なるものの申立人の記

憶と一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時住んでいた町において旧姓で払い出されており、年金手帳にも、婚姻に伴う氏名訂正が記載されているなど、不自然な点は見受けられず、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人からは申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な証言は得られず、申立期間当時の状況は不明であり、ほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年9月まで

私は、昭和45年1月に友人二人と一緒に旅行をした際、友人から国民年金への加入を勧められ、同年2月ごろに町役場の担当者から説明を受け、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和49年10月3日に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得していることが、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、当時、申立人は厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であったことから、申立人の国民年金への加入は任意加入となり、制度上、加入手続を行った日が資格取得日となる上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできない。

さらに、申立期間及び資格取得時の申立人の氏名及び住所地に変更は無いことから、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

加えて、申立人に聴取しても国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な供述は得られず、国民年金への加入を勧めたとする友人二人に聴取したところ、いずれも、「申立人と旅行に行き、年金の話をしたことはあるが、その時期についてははっきり覚えていない。」としており、申立期間当時の状況は不明である。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年9月まで

私は、平成5年1月末に会社を退職し、次の会社に就職する同年9月までの期間について、年金を継続するため国民年金保険料を納めようと思っていた。

また、親と姉から「保険料を継続して納めておかないと将来満足な年金を受給できない。」と何度も言われていたので、時期は定かではないが、自分で国民年金の加入手続きを行い、アルバイトの安い給料から保険料を捻出し、A市B区役所の2階で毎月（合わせて5、6回）納付したのを覚えている。

申立期間の加入記録が無く、納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の資格取得日は、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により、平成9年12月16日であることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間に国民年金に加入したのであれば、申立人に国民年金の記号番号が新たに払い出され、年金手帳が交付されるか、申立人が所持する昭和63年に交付された年金手帳に国民年金の記号番号が記載されることになるところ、申立人は、これまでに所持した年金手帳は、63年に最初に勤務した会社から受け取ったオレンジ色の1冊だけであると供述している上、同年金手帳には国民年金の記号番号は記載されておらず、平成9年12月16日の資格取得日のみが記載されている。

さらに、平成9年1月の基礎年金番号制度導入時に、申立人については、昭和63年に払い出された厚生年金保険の記号番号がそのまま基礎年金番号と

なっており、申立期間に申立人が国民年金の加入手続を行い、申立人に対し別の国民年金の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、A市B区役所の2階の部署で保険料を納付したとしているが、国民年金担当の保険年金課は同区役所が設置された昭和55年から現在まで1階に配置されており、申立人が納付したとしているものが、国民年金保険料であったとは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、申立期間に係る保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から40年6月までの期間及び40年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年6月
② 昭和40年7月から48年3月

父母が、私が20歳のとき、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付をしてくれていたのに、申立期間①が未加入とされ、申立期間②が未納となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年1月ごろに払い出されたものと推測され、申立人の資格取得日は申立人の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録により40年7月11日であることが確認できる。このため、申立期間①については未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、申立期間②については、申立人の国民年金の加入手続がなされたとみられる51年1月時点では時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間及び資格取得時に申立人の姓に変更は無いことから、申立人に申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする申立人の父は既に亡くなっている上、申立人の母は高齢のため具体的な証言は得られないことから、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付方法等の詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

私は、学生の時に20歳になり、母親の忠告もあり、市役所で国民年金の加入手続をした。その時に市役所の担当者から制度について説明を受け、オレンジ色の手帳の交付を受けたが、国民年金保険料については学生は免除となり納付しなくても良いと思っていた。

その後、就職に伴い厚生年金保険の手続をした時に、学生の時の約2年間の保険料が未納であると督促され、母親に頼んで、郵便局の定期預金を解約して、社会保険事務所（当時）で納付した。

国民年金の加入記録及び保険料の納付記録が、20歳を過ぎてからの1年しか無いのは納付できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月1日に国民年金の第1号被保険者として資格取得していることが、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は昭和63年4月から平成4年3月まで大学に在学していたと供述しているところ、申立人の資格取得日である平成3年4月1日は、学生が任意加入被保険者から強制加入被保険者とされた時期と一致している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から平成3年3月から5月までの間に払い出されたものと推測されるとともに、同年5月2日に平成3年度の保険料の免除申請が受理されていることから、申立人は、学生が任意加入から強制加入とされた制度改正に伴う市役所からの加入勧奨により、加入手続を行うとともに保険料の免除申請の手続を行った可能性が

うかがえる。

加えて、学生であった申立人が申立期間に国民年金に加入したのであれば、申立人は任意加入被保険者となり、制度上、任意加入被保険者の国民年金保険料が免除されることはない。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成2年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成2年7月まで

私は、大学在学中で地元を離れていたが、父が地元の役場で国民年金の加入手続を行い、保険料をさかのぼって納められるだけ納めてくれた。父は現金で一括納付したと話しているので、未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年9月ごろに払い出されたと推定され、その時点で申立人が20歳になった昭和63年*月*日にさかのぼって被保険者資格を取得したと考えられ、払い出しの時点では平成2年7月以前は時効のため、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続をした時期についての記憶が明確ではない上、「その時さかのぼって納められる金額をすべて納めたが、20歳の時点までさかのぼれずに少し払えないところが残った記憶がある。」と供述していることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期である平成4年9月ごろに国民年金の加入手続を行い、その際に、納付可能な2年8月分からの保険料をまとめて納付したものと推認される。

さらに、申立人の父親は、申立人の保険料を納付したとする保険料額は、1か月分が1万3,000円ぐらいだったとしており、申立期間当時の保険料額とは相違しているほか、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和54年1月から55年1月まで

私は、昭和54年1月に会社を退職したが、当時、家族がいたため、早急に国民年金及び国民健康保険の加入手続を妻が行った。

20歳から60歳までの40年間、国の制度を信頼し、転職は何度かしているが真面目に保険料を納め続けてきたので、A町からB市に転居した際の約1年間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしている申立人の妻は、「昭和54年1月ごろに、国民年金と国民健康保険の加入手続を社会保険事務所(当時)かB市のC出張所あるいはA町役場で行ったと思う。」としているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、D社会保険事務所(当時)において申立期間の前に勤務していた事業所における任意継続被保険者資格を昭和54年1月21日に取得し、55年8月12日に喪失していることが確認できる。

また、申立人に係る戸籍の附票から、申立人がB市に転居したのは昭和54年3月15日であることが確認でき、同市では54年1月に国民年金に加入することはできない上、同年3月14日までは転居前のA町で加入手続を行うことは可能ではあるが、同町における申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在せず、同町を管轄するD社会保険事務所においても申立人に係る別の国民年金手帳記号番号の払出記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立人の国民年金の被保険者資格の取得日は昭和55年2月1日であることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、保険料を納付することができない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 909

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和45年2月から同年6月まで

私は婚姻のため、昭和45年1月末日に退職し、父親がA町で私の国民年金の加入手続をしてくれた。

父親からは、「会社を辞めたところまで、払えるすべての保険料を払った。ここまでは親の義務だ。今後は、自分で将来に備えて行きなさい。」と言われ、とても感謝したことを今も覚えている。

父親は既に他界しているが、間違ったことが嫌いな性格で、お金の支払いも几帳面だったので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳、A町の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所（当時）の国民年金被保険者台帳の被保険者資格取得日は、いずれも昭和45年7月22日と記載されていることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の所持する国民年金手帳の「昭和45年度国民年金印紙検認記録」の45年4月から同年6月までの検認欄には、保険料の納付が不要であることを示す斜線が記されていることが確認できる。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらの手続を行ったとする申立人の父親は既に他界しており、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 60 年 2 月まで

私は当時、A 市内にある短期大学に B 市の自宅から通学していた。20 歳になった時に父親が B 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も定期的に納付してくれていた記憶があり、申立期間が未加入期間となっていることが納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録により昭和 63 年 5 月ごろに C 市で国民年金の加入手続を行い、同年 5 月 1 日で被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付できない。

また、申立人は国民年金への加入手続及び保険料の納付には直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の父親は、申立人の妹及び弟についても申立人同様、学生であった期間中、20 歳になった時点で国民年金に加入し保険料を納付したとしているが、オンライン記録により、申立人の妹及び弟のいずれも 20 歳到達時点で国民年金には未加入であることが確認できる。

さらに、申立人は大学卒業後も継続して B 市の自宅に居住し、市内の病院に勤務していたとしているが、B 市役所は申立人の被保険者名簿は存在しないとしており、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 2 月までの期間及び 2 年 2 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から平成元年 2 月まで
② 平成 2 年 2 月から同年 9 月まで

申立期間は私の学生時代及びその後の離職していた時期で、この間は両親と同居しており、私の国民年金保険料について、母は、集金に来ていた婦人会の人に納付した記憶があると言っている。

しかし、申立期間の保険料は、母の記録が納付済みになっているのに、自分だけ未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿に申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無い上、申立人が所持する年金手帳を見ても、厚生年金保険に係る記載があるのみで、国民年金への加入を示す記載は見当たらない。

また、氏名検索による未統合記録の調査を行っても、申立人について国民年金手帳記号番号の払出しや申立人に該当すると思われる記録は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料は納付できない上、申立人が最初に国民年金の加入手続を行った時期は、基礎年金番号が導入された平成 9 年 1 月以降と推認でき、その時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続及び保険料の納付を申立人の母に行ってもらったとしているが、母は、申立期間①に係る加入手続について覚えていないとしており、また、申立人が大学生だった申立期間①当時、学生の国民年金への加入が強制（学生が国民年金へ強制加入することになったのは平成 3 年 4 月から）ではなかったのであれば、申立人の保険料

納付を行った自信が無いとしている。

加えて、申立人の母は、申立期間②について、申立人が社会人になってからの申立人の加入手続及び保険料納付には関与していないとしている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、A市B町に住んでいたとき、町内会長に国民年金への加入を勧められ、近所の数人と一緒に加入した。当時の国民年金保険料は100円ぐらいだった。町内会で集金の当番を決め、その当番が保険料を集金し、町内会長のところへ持って行っていた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ごろA市B町の町内会長の勧めで国民年金に加入したとしているが、戸籍の附票によると、36年ごろの申立人の住所はA市C町で、申立人がA市B町へ住所を移した日は46年3月30日であることが確認でき、申立人の供述と符合しない。

また、申立人は、申立期間中に6回から7回住所を変えているが、記憶が定かでないため、それぞれの住所における納付方法について供述は得られない。

さらに、申立人は、昭和36年4月から国民年金に加入していたと申し立てているが、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によれば、申立人は、46年4月14日に任意加入者として資格取得しており、このため、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、オンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月及び同年8月

私は、平成14年7月に会社を退職し、同年9月にA町へ転居した。A町役場で転入手続を行ったときに、国民年金の加入手続も行ったが、その際、未納期間が生じないように役場の窓口で「7月分から納付をしたい。」と申し出たことを覚えており、年金手帳にも国民年金の被保険者資格取得日として「平成14年7月21日」と記載されている。

当時の国民年金保険料の領収証書は所得税の確定申告書に添付して税務署に提出したので手元に無いが、納付記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録欄において、国民年金の被保険者資格の取得日が、平成14年7月21日と記載されていることは確認できる。

しかしながら、A町が保管する国民年金の被保険者記録では、申立人の国民年金の資格取得日は、平成14年9月5日と記録されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、税務署から入手した申立人に係る平成14年分の所得税の確定申告書の写しを見ると、社会保険料の控除額は23万1,438円、その種類別内訳は、「給与源泉」が15万7,038円、種類未記載のものが7万4,400円と記載されていることが確認できる。これらの金額は、当該確定申告書に添付されている14年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額15万7,038円並びに14年9月分から同年11月分までの国民年金保険料の領収証書（領収額計3万9,900円）及び国民健康保険税の平成14年度3期分から同年度5期分までの領収証書（領収額計3万4,500円）の合計額7万4,400円と一

致していることが確認できる。このことから、当該確定申告書関係書類は、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示すものではないと認められる。

さらに、A町は、申立期間当時に年金手帳の国民年金の記録欄に、同町が国民年金の被保険者資格の取得日について記入していたかどうかは不明としており、このほか、申立人が、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立期間について保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年4月から同年11月まで

私が結婚した平成18年8月*日より少し前に、それまで未納となっていた私の国民年金保険料を、亡くなった祖父がまとめて納付してくれたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年7月ごろに祖父が、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているところ、同年7月11日に16年12月から18年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、その時点では、申立期間のうち、16年4月及び同年5月は、時効により納付できない期間である。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれたと申立人が主張する申立人の祖父も既に亡くなっていることから、納付金額、保険料の納付状況が不明である。

さらに、祖父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに祖父が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金保険料の収納事務については、平成14年4月から市町村から国に移管され、記録管理の強化が図られていることから、申立期間の国民年金保険料について、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年2月から同年6月まで

平成11年9月ごろに、私は妻と一緒に国民年金と国民健康保険に加入し、翌月になって社会保険事務所(当時)から、夫婦二人分の国民年金の未払い分の納付書が届いたので、すべて納付したにもかかわらず、妻は結婚前の期間を含めてすべて納付済みとなっているのに、自分だけが申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

なお、約6年前、区役所に未納期間の有無を問い合わせたところ、未納期間は無いと回答があったのを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年9月ごろに、A市B区役所で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、同市の記録によると、申立人は12年2月28日に国民健康保険の加入手続を行い、11年8月1日までさかのぼって国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間とされているため、制度上、保険料を納付することはできない上、申立人に係る国民健康保険の加入手続が行われた平成12年2月28日の翌月に夫婦二人分の保険料(合計19か月、25万2,700円)が納付されていることが確認できることから、当該保険料を申立期間の保険料と誤認している可能性がうかがわれる。

なお、申立人は、区役所職員から未納期間は無いと回答があったと供述しているが、申立期間が未加入期間として取り扱われていた場合は納付義務が生じず、未納期間ではないことから、区役所職員の回答に不自然さは無いと考えられる。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、

申立人に別の番号が払い出されていたとは考え難い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1416（事案 186 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 2 月まで

私は、申立期間について、A社に正社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたのに、加入記録が無いと言われた。

新たな資料はないが、再調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立期間の一部である昭和 41 年 8 月から 42 年 4 月までの期間の雇用保険の被保険者記録があることが確認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料が無いこと、ii) 申立ての事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無いこと、iii) 当時の同僚に聴取しても、申立人が正社員として厚生年金保険料を控除されていたか否かは分からないと供述していること、iv) 申立ての事業所は代表者の死亡により既に閉鎖し、当時の資料等も残っていないため、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人からは新たな資料等の提出が無いため、申立期間当時、申立ての事業所に勤務していた従業員のうち、住所が確認できた 25 人に対し文書照会したところ、当時の役員及び事務員を含む 14 人から回答が得られたが、いずれも申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

また、申立人には、申立期間の一部に雇用保険の被保険者記録があり、申立期間前後に勤務した事業所における雇用保険被保険者番号は別番号となって

いることから、厚生年金保険についても別の記号番号がないか記号番号払出簿を確認したが申立人の名前は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る給与及び賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間①の標準報酬月額については、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、申立期間②の賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間について、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に当該期間の算定基礎届が提出され、これに基づき26万円に記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額26万円である。

はなく、当初記録されていた標準報酬月額 20 万円となっている。

しかしながら、申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人の申立期間については、オンラインで記録されている訂正前の標準報酬月額 20 万円に基づく保険料が給与から控除されていることが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あっせんは行わない。

- 3 申立人の申立期間②に係る標準賞与額は、申立ての事業所から提出され賃金台帳により、賞与の支払いを受けていたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できることから、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 25 日

A社に勤務していた期間に係る賞与について、事業主により厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の賞与については、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与の支払いを受けていたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できることから、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 7 日から 57 年 7 月 1 日まで

私は、A社に勤めていた間、給与は手取りで16万円から17万円程度だった記憶があり、雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額から考えても、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が少なすぎるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人から提出された雇用保険受給資格者証の離職時賃金日額により、申立人の退職前6か月間の平均給与月額を試算すると、当該給与月額は、オンライン記録で確認できる申立人の当該期間に係る標準報酬月額よりも高額となる。

しかし、離職日が昭和59年7月1日前の期間について、労働局は、離職時賃金日額の算定には賞与を含んでいたとしており、同僚の供述から半年に1回賞与の支給があったと認められる申立ての事業所における離職時賃金日額の算定には、賞与が含まれていたと考えられる一方で、申立期間における標準報酬月額の算定には、賞与は含まれないことから、標準報酬月額は、平均給与月額よりも低額であったと考えられる。

また、申立ての事業所の当時の社会保険事務担当者は、「私は社会保険労務士の資格があり、届出には間違いや漏れが無いよう気をつけていたし、上司や会計事務所のチェックも厳しかった。また、3年に1回くらい社会保険事務所（当時）の監査を受け、賃金台帳も提出していたので、間違いは無いはずだ。」と供述している。

さらに、申立ての事業所の被保険者のうち、申立人と年齢及び採用時期が近い被保険者について、昭和54年から58年までの標準報酬月額の推移を比較し

ても、不自然な点は見当たらず、これらの被保険者に聴取しても、標準報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について具体的な供述は得られない。

加えて、申立ての事業所から提出された申立人に係る昭和 55 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額確認通知書、56 年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額改定通知書及び 57 年の資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の申立期間における給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる賃金台帳、給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1445（事案 176 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 5 月から 30 年 10 月

私は、母に「3年我慢できるなら働いてきなさい。」と言われたので、中学校を卒業後、A社に入社し、3年5か月一生懸命働いた。しかし、現在、年金受給の資格を満たすまで3年少々足りず本当に辛い思いをしている。

第三者委員会の通知があった後、当時働いていた工場の寮から兄に宛てたハガキが出てきたので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の同僚の供述内容から申立事業所に勤務していたことは推認されるものの、同僚の供述を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、また、申立事業所の本社が保管する厚生年金保険被保険者名簿等にも申立人の名前は無いなど、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無いことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、新たに申立事業所に勤務していたとする時期に実兄に宛てたハガキ（昭和 28 年 8 月 29 日付け消印）を提出したが、当該ハガキには申立期間に係る厚生年金保険料の納付を示す記載は見当たらない。

また、申立人が申立事業所に入社したと主張する昭和 27 年度から申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の資格取得日（昭和 28 年 10 月 15 日）までの間に申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録がある 22 人に照会したところ、12 人から回答があったが、12 人とも申立人を知らない、又は覚えていないとしており、勤務実態を確認できる供述は得られない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 21 日から 38 年 8 月まで

私は、大学に入学した後の昭和 36 年ごろから 38 年 8 月まで、A 社が経営していた B 店でアルバイトをしていたが、36 年 11 月 21 日以後の同社での厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会した結果、申立人と同じ B 店に勤務していたとする 7 人全員が、申立人を知らないと言明しており、申立期間当時の申立人の勤務状況等について確認することができない。

また、申立事業所は、当時の賃金台帳等の資料は無く、当時の事務担当者は既に他界しているため、申立人の勤務状況等は不明としている。

さらに、申立事業所では、申立期間当時の社会保険の取扱いを知っている者に確認したところ、「申立期間当時、アルバイトの者も全員加入させることとしていたが、本人の申出があれば未加入にしていた。」との回答を得たとしている。

加えて、申立人は、申立期間当時、医療機関への受診の際に、親の健康保険被保険者証を提出していたと思うと供述しているため、申立期間当時は、親の健康保険の被扶養者であったと推認される。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から30年10月まで

私は、昭和25年4月から30年10月まで、A社（現在は、B社）C支店で外務員として勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入記録が全く無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある同僚21人に照会した結果、回答のあった17人中7人が申立人を知っているとしており、このうち3人が申立人は昭和27年ごろから勤務していたと証言しており、勤務期間は特定できないものの、申立人が27年ごろから申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同僚3人は、それぞれ、「外務員の資格は4種類あり、このうち準社員は社会保険に加入していなかった。」、「私が勤務していた昭和27年から30年まで、申立人は準社員であった。」、「私（外務員）は、入社当時は準社員であり、その期間は厚生年金保険に加入していなかった。正社員になってから厚生年金保険や雇用保険に加入したと思う。」と供述している。

また、被保険者記録のある者から無作為で抽出して実施した同僚調査では、回答者17人のうち、外務員であった者は1人のみであり、外務員で厚生年金保険に加入していた者は少なかったことがうかがわれる。

さらに、B社は、当時の社員名簿に申立人の名前は無く、在籍の確認はできないとしており、申立期間について、申立人の被保険者資格の取得及び喪失並びに報酬月額に関する届出を行ったか、また、申立期間に申立人の給与から保険料を控除したか否かについては不明としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月から 32 年 5 月まで

私は、昭和 28 年 7 月に A 社 B 営業所に就職し、32 年 5 月まで勤務した。就職した当初は見習として営業所長の家に住み込み、仕事をしていたが、分担当の仕事一人でできるようになった 29 年 2 月に正社員となり、住居も工場の 2 階に引っ越した。当時の営業所長の厚生年金保険の加入記録はあると聞いたが、私の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A 社（本社は、C 市）の当時の取締役等の回答から、同社は B 市に営業所を置いていたこと、申立人の記憶する営業所長の姓が事実と合致することが確認でき、勤務期間は特定できないものの、申立人は A 社 B 営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、i) 申立人が記憶している A 社 B 営業所の上司、同僚のうち、営業所長（事業主の兄）以外の者は、同社に係る厚生年金保険の加入記録が無いこと、ii) 申立期間に厚生年金保険の加入記録がある者のうち回答があった 5 人は、いずれも本社に勤務しており、B 営業所に勤務した者はいないこと、iii) 同社の取締役は、「B 営業所は、事業主の兄が開設し、経理等は本社とは別に独立採算で行っていた。」と供述していることを踏まえると、同社は、B 営業所の従業員については厚生年金保険に加入させていなかったものと推察される。

また、A 社 B 営業所が本社とは別の厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立期間において健康保険の番号に欠番も無い。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年2月から同年4月まで
② 昭和26年10月8日から29年10月まで

私は、以前勤めていた事業所を退職し、Aという名前の事業所に、期間は定かではないものの勤務したが、同事業所についての厚生年金保険の被保険者記録が無く、また、その後、B社に転職し、昭和29年10月ごろまで働いたにもかかわらず、同事業所の厚生年金保険被保険者記録は、26年10月までしか無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業所記号索引簿から申立人の記憶する所在地及び名称に合致する申立事業所の有無を確認したところ、申立ての「A」の名称では厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、適用事業所として確認できた「C社」は、昭和28年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所ではなく、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の名前は無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、申立期間①直前に勤務していたD社の資格喪失日と申立期間②の申立事業所であるB社の資格取得日が同日（昭和26年2月1日）となっており、厚生年金保険の加入期間に空白は無い上、申立人が所持するB社在籍時の春季慰安会写真の日付（S26.4.14）から、申立期間①中の昭和26年4月14日には既にB社に在籍していたことが推認できる。

さらに、申立人は、同僚を覚えていないため、申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用について、同僚から供述を得ることはできない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる

給与明細等の関連資料を所持していない。

- 2 申立期間②については、E 共済組合に記録されている当時の申立人に係る履歴書の記録により、申立人は、F 社（当時）に昭和 27 年 11 月 1 日に入社し、2 か月の試用期間を経て 28 年 1 月 1 日に正職員となり、同日に E 共済組合に加入後、41 年 3 月 31 日に脱退したことが確認できることから、申立期間②のうち、27 年 11 月 1 日から 29 年 10 月までの期間は、申立人が申立事業所に勤務したとは考え難い。

また、申立人が B 社の同僚として記憶する 2 人のうち、1 人は死亡、残る 1 人は姓のみの記憶のため特定できず、申立期間②における同社での勤務実態及び厚生年金保険の適用について供述を得ることはできない上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の関連資料を所持していない。

- 3 このほか、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。